

## 各務原市消防本部連携事業者募集要項

各務原市消防本部（以下「当本部」という。）は、その所掌する事務において、事業者が保有するアイデア、資金、ノウハウ、マンパワー等を活用するため、当本部と連携して地域貢献を目指す事業者を次のとおり募集する。

### 1 連携事業

当本部が事業者と連携して行う事業（以下「連携事業」という。）は、当本部の施策推進に資するもので次に掲げるものとする。

- (1) 火災予防に関すること。
- (2) 消防広報に関すること。
- (3) 救急救命に関すること。
- (4) その他消防長が必要と認めること。

### 2 手続（別図参照）

- (1) 当本部との連携を希望する事業者は、各務原市消防本部総務課に連携を希望する理由、連携内容、行程表、その他必要な事項を記載した企画書を提出する。
- (2) 当本部は、提出を受けた書類を審査し、連携の可否を決定する。
- (3) 連携事業を所掌する担当課（以下「担当課」という。）は、連携の可否を事業者に連絡する。
- (4) 連携が可能である旨の連絡を受けた事業者は、誓約書（別記様式）を担当課に提出するとともに、当本部と協定を締結する。
- (5) 連携事業を実施した後又は実施年度ごとに、その結果を担当課に報告する。

### 3 留意事項

- (1) 連携事業を行う事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。
  - ア 当本部と連携して、地域に貢献する意欲があること。
  - イ 経営状態が安定しており、連携事業を遂行する能力があること。
  - ウ 代表者や役員等が、各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、団体の代表者や役員等が暴力団員及び同条第1号に規定する暴力団その他の反社会的勢力と密接な関わりがないこと。
  - エ 現に各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に基づく資格停止を受けていないこと。
  - オ 各務原市税を滞納していないこと。

カ 法令等や公序良俗に反していないこと。

キ 政治又は宗教活動を主たる目的とする事業者でないこと。

(2) 前号に定めるもののほか、当本部が連携を行うに当たりふさわしくないと判断した場合は、連携を拒否することがある。

(3) 当本部に費用が発生する連携事業は、行わないものとする。

(4) 当本部は、同一の連携事業について、複数の事業者と連携して行うことがあるものとする。

(5) 当本部は、連携事業及び連携を行う事業者について公表することがあるものとする。

#### 4 問合せ窓口

各務原市消防本部総務課

(別図) 手続の流れ

